

住宅再建・生活再建等に係る支援策（H27.11 現在）

主な公助制度

住宅の応急修理

（H28.4 現在）

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 576,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理したい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

応急仮設住宅の供与

（H28.4 現在）

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが危険な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 2,660,000円以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準	家族構成に応じて6坪、9坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7㎡を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10～50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 応急仮設住宅の設置(建設)に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能であること。
- 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

制度の名称	被災者生活再建支援制度			
支援の種類	給付			
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。			
	●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。)			
	■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
		住宅の被害程度		
	支給額	100万円	50万円	
活用できる方	■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
		住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	
	支給額	200万円	100万円	50万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。			
●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。				
活用できる方	●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。			
	(※) 下記の世帯を含みます。			
	■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯			
	■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）			
	●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。			

制度の名称	災害援護資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円	
貸付利率	年3％（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。		
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上		
	2. 家財の1／3以上の損害		
	3. 住居の半壊又は全壊・流出		
	●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。			

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table><tr><th></th><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td rowspan="3">基本融資額</td><td>耐火住宅</td><td rowspan="3">1,650万円</td><td>35年</td></tr><tr><td>準耐火住宅</td><td rowspan="2">25年</td></tr><tr><td>木造住宅（耐久性）</td></tr><tr><td></td><td>木造住宅（一般）</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">特例加算額</td><td>510万円</td><td rowspan="3">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td></tr><tr><td colspan="2">土地取得資金</td><td>970万円</td></tr><tr><td colspan="2">整地資金</td><td>440万円</td></tr></table> ※ 金利等については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （http://www.jhfg.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問合わせ先にご確認ください。		構造等	融資限度額	返済期間	基本融資額	耐火住宅	1,650万円	35年	準耐火住宅	25年	木造住宅（耐久性）		木造住宅（一般）			特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
	構造等	融資限度額	返済期間																							
基本融資額	耐火住宅	1,650万円	35年																							
	準耐火住宅		25年																							
	木造住宅（耐久性）																									
	木造住宅（一般）																									
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																							
土地取得資金		970万円																								
整地資金		440万円																								
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																									

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明かな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（５００万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 ・１．配偶者、２．子、３．父母、４．孫、５．祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（１２５万円以下）を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 １．両眼が失明した人 ２．咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ３．神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ５．両上肢をひじ関節以上で失った人 ６．両上肢の用を全廃した人 ７．両下肢をひざ関節以上で失った人 ８．両下肢の用を全廃した人 ９．精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。

制度の名称	職業訓練
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される制度もあります。
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。

制度の名称	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 - また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。 【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。
	【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額 3,530円～4,310円 ・受講手当 日額 500円（40日を限度） ・ 通所手当 月額 42,500円まで ・寄宿手当 月額 10,700円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適應させる職場適應訓練を実施した事業主に対して職場適應訓練費が支給される。
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。